

食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令の一部改正案等に関する  
御意見の概要及び御意見に対する考え方

御意見の概要	御意見に対する考え方
<b>押印廃止に関する御意見</b>	
<p>・食品表示法第六条第三項の内閣府令・財務省令で定める表示事項及び遵守事項等を定める命令の一部改正案に対する御意見 様式の改正について反対部分がある。 発行者名の横の印章が省略される事については、公正性の確保のため望ましくないので、当該部分について、公務所又は公務員の印章又は署名を行っておくべきと考える。(刑法における書類の特別扱いのため(違法行為へのハードルとなるものである。))。「厚生労働省」「消費者庁」印などを付しておくだけでよいので行っておくべきと考える。 (ただし、押出スタンプが公務所又は公務員の印章となっているのであれば可と考える。)</p> <p>・食品表示法第六条第八項に規定する事項等を定める内閣府令の一部改正案に対する御意見 様式の改正について反対部分がある。 消費者庁長官の横の印章が省略される事については、公正性の確保のため望ましくないので、当該部分について、公務所又は公務員の印章又は署名を行っておくべきと考える。(刑法における書類の特別扱いのため(違法行為へのハードルとなるものである。))。「消費者庁」印などを付しておくだけでよいので行っておくべきと考える。 (ただし、押出スタンプが公務所又は公務員の印章となっているのであれば可と考える。)</p> <p>・日本農林規格等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令の一部改正案に対する御意見 様式の改正について反対部分がある。 消費者庁長官の横の印章が省略される事については、公正性の確保のため望ましくないので、当</p>	<p>御意見ありがとうございます。 本改正は、行政運営に係る手続の効率化等の観点から押印欄等を廃止するものです。 立入検査を受ける方から身分証明書を発給した部署に対して、当該証明書に記載の発給番号を問い合わせさせていただくことで、身分証明書及び職員が真正であることは担保されることから、立入検査の公正性は確保されると考えます。</p>

<p>該部分について、公務所又は公務員の印章又は署名を行っておくべきと考える。(刑法における書類の特別扱いのため(違法行為へのハードルとなるものである。))。「消費者庁」印などを付しておくだけでよいので行っておくべきと考える。</p> <p>(ただし、押出スタンプが公務所又は公務員の印章となっているのであれば可と考える。)</p> <p>・健康増進法に規定する特別用途表示の許可等に関する内閣府令の一部改正案に対する御意見様式の改正について反対部分がある。</p> <p>消費者庁長官の下に印章が省略される事については、公正性の確保のため望ましくないので、当該部分について、公務所又は公務員の印章又は署名を行っておくべきと考える。(刑法における書類の特別扱いのため(違法行為へのハードルとなるものである。))。「消費者庁」印などを付しておくだけでよいので行っておくべきと考える。</p>	
<p><b>その他の御意見</b></p>	
<p>・日本農林規格等に関する法律の規定に基づく公聴会等に関する内閣府令の一部改正案に対する御意見</p> <p>謄写等は容易に作成出来るものであるため、副本の省略については賛成である。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p>